

公開・非公開の別

公開 部分公開

非公開

令和4年度 浜松市指定難病審査会会議 会議録

1 開催日時 令和4年4月26日(火) 午後6時00分から午後6時50分

2 開催場所 Web会議

3 出席状況 委員 宮嶋 裕明、小川 法良、小野 孝明、杉本 健、
須田 隆文
事務局 鈴木 達夫(医療担当部長)
板倉 称(健康福祉部参与)
平野 由利子(健康増進課長)
渥美 雅人(健康増進課長補佐)
健康増進課職員2名

4 傍聴者 0人

5 議事内容 (1) 浜松市指定難病審査会会長の選出について
(2) 浜松市指定難病審査会の審査方法について
(3) 令和3年度 浜松市指定難病認定状況等の報告
(4) 令和3年度 浜松市指定難病審査会実績報告
(5) その他

6 会議録作成者 健康増進課難病支援グループ 岡田 佳子

7 記録の方法 発言者の要点記録又は全部記録
録音の有無 有・無

8 会議記録

定刻の午後6時00分に開会し、事務局から出席数の報告、情報開示の報告、浜松市指定難病審査会委員の根拠条例の説明、医療担当部長挨拶を行った。なお、資料の公開に関しては、個人が特定される可能性がある議題(3)、議題(4)(資料11～30ページ)及び、審査委員の担当疾患を示した審査会委員名簿(資料1～2ページ)、担当疾患一覧(資料5～10ページ)の浜松市審査グループについては非公開とする旨説明し、了承を得た。

【事務局】

それでは、議題（1）浜松市指定難病審査会会長の選出について、協議をさせていただきます。本年度は委員の改選の年となりますので、改めて会長を選出させていただきたいと思います。「難病法施行規則第30条第1項」に「指定難病審査会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。」と規定されております。この規定に基づき、浜松市指定難病審査会の会長を選出させていただきます。浜松市指定難病審査会会長の選任につきまして、自薦またはご推薦いただけるようでしたらお願いいたします。

【委員】

会長に宮嶋委員を推薦します。

【事務局】

ただいま須田委員より、会長の就任について宮嶋委員のご推薦をいただきました。他にご意見がありましたら、お願いできますでしょうか。

宮嶋委員、会長の就任についてご了承いただけますでしょうか。

【委員】

承知いたしました。

【事務局】

それでは、浜松市指定難病審査会会長を宮嶋委員にお願いしたいと思います。宮嶋委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、難病法施行規則第30条第3項に「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」と規定されております。この規定に基づき、会長の職務代理者を選出させていただきます。会長の職務代理者につきましては、宮嶋会長に推薦をいただきたいと思います。宮嶋会長、職務代理者の指名をお願いします。

【委員】

職務代理者に須田委員を推薦します。

【事務局】

ただいま宮嶋会長より、職務代理者の就任について須田委員のご推薦をいただきました。須田委員、職務代理者の就任についてご了承いただけますでしょうか。

【委員】

承知いたしました。

【事務局】

それでは、浜松市指定難病審査会会長の職務代理者を須田委員にお願いしたいと思います。須田委員、よろしくお願いいたします。

専門委員の先生方を含めた審査会委員の名簿は2ページに掲載せさせていただきます。26番の「静岡県立総合病院、田中 聡（たなか さとし）先生」、が、今回新たに審査会委員に就任していただいております。

宮嶋委員に会長、須田委員に職務代理者にご就任いただき、こちらの名簿の30名で、令和4年4月1日より2年間、浜松市指定難病審査会委員をお願いしたいと思います。これより先は、浜松市指定難病審査会条例第4条第1項に基づき、宮嶋会長に議長をお願いいたします。

【会 長】

議題（2）浜松市指定難病審査会の審査方法について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

浜松市指定難病審査会の審査方法について、資料3～4ページを基に説明。

（委嘱期間、委員数、報酬、審査方法、審査依頼の流れを説明）

審査会委員の審査結果を、浜松市指定難病審査会の審査結果としてみなしていきます。昨年度の審査会会議にて、審査会の意見が分かれた場合は合議という意見が出ました。責任を分散させるという意味では、合議をするということが望ましいと思いますが、委員のスケジュール調整に時間を要し、申請者が不利益を被るデメリットの方が大きいため、事務局・行政医で判断できない場合は会長にご相談させていただき、判断困難な場合は担当委員と合議し決定させていただきたいと思っております。

【会 長】

浜松市指定難病審査会の審査方法、審査の流れについて、ご意見等ありますでしょうか。

【委 員】

委員による審査は、時間的に平均どのくらいかかっていますか。郵送してから戻ってくるまでにかかる時間について教えてください。

【事務局】

書類を郵送してからの期限は2週間となっていますので、2週間以内に返送していただいております。

【事務局】

続きまして、浜松市指定難病審査会委員担当疾患について説明させていただきます。

（浜松市指定難病審査会委員担当疾患について、資料5～10ページを基に説明）

【会 長】

議題（3）令和3年度 浜松市指定難病認定状況等の報告について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

浜松市指定難病受給者数について、資料11ページを基に説明。

（令和3年度末時点の受給者数、疾患別の受給者数について説明）

浜松市指定難病認定状況について、資料12ページを基に説明。

（新規申請について、令和3年度の各月の申請件数と結果、審査会依頼件数と結果、不認定後に軽症高額該当で承認になった件数について説明）

【会 長】

議題（4）令和3年度 浜松市指定難病審査会実績報告について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

浜松市指定難病審査会審査実績について、資料13、14ページを基に説明。

（新規申請と更新申請の、審査グループ別の審査対象者、疾患の内訳を説明）

浜松市指定難病審査会審査結果について、資料15～30ページを基に説明。

（新規申請と更新申請の個々の審査依頼内容に係る審査会の審査結果、認定結果の報告を説明）

【会 長】

議題（5）その他、事務局からありましたらお願いします。

【事務局】

今年度は特にありません。

【会 長】

以上をもちまして、令和4年度浜松市指定難病審査会会議を閉会いたします。